

## 第4回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月6日(木) 午後2時00分から午後3時20分
  2. 開催場所 立花市民センター
  3. 出席農業委員(21名)
 

1番 月足 靖彦	2番 鵜木 利通	3番 松尾 健一
4番 牛嶋 徹也	6番 角 秀次	7番 馬場 康浩
8番 大坪知美子	9番 中島 秀徳	10番 仁田原一太
12番 入江 保生	13番 高山 和典	14番 今村 嗣範
16番 古賀 則夫	17番 江崎 潔	18番 中村 善徳
19番 茅島 澄雄	20番 中村 輝義	21番 田村 一彦
22番 三宅 覚	23番 池尻 律芳	24番 國武 覚
  4. 出席最適化推進委員(12名)
 

2番 橋爪 寿賀夫	7番 隈本 俊光	9番 末石 敏和
16番 延 和洋	17番 井上 健吾	21番 一ノ瀬 健次
31番 水本 敏明	34番 森 義則	35番 古庄 秀司
37番 平 和宣	41番 栗原 英喜	44番 末崎 博利
  5. 欠席委員 農業委員(3名)
 

5番 小川 哲郎	11番 稲葉 初男	15番 増永 勝広
----------	-----------	-----------
  6. 欠席委員 最適化推進委員(3名)
 

11番 牧口 武	23番 加藤 龍一	27番 仁田原 政美
----------	-----------	------------
  7. 議事日程
    - 第1 会議の成立
    - 第2 議事録署名委員の指名
    - 第3 議案の上程
    - 第4 議案の審議
- 報告第 17号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員  
の任命について
- 議案第 18号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について
- 報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第 19号 農地法第3条の規定による許可処分取消願の処理について
- 議案第 20号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第 21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決

## 定の処理について

- 報告第 7号 農地法施行規則第29条の規定による報告について  
 議案第 22号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について  
 議案第 23号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について  
 議案第 24号 農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定について  
 議案第 25号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

## 8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美  
 黒木支所 渡部 真弓 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃  
 花 上陽支所 松尾 誠 近藤 大生 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信  
 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 みなさまこんにちは。いよいよこの八女市では新茶のシーズンを迎えるようになって参りました。今日は雨天でありますけれども本日は大変お忙しいなか令和5年度第4回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長 日程 第1・会議の成立  
 只今の出席委員の数は農業委員21名、  
 農地利用最適化推進委員12名であります。  
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。  
 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、21番田村一彦委員、22番三宅覚委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 案件朗読 ）</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案2件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第17号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号農業委員会に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免についてご説明いたします。1ページをお願いします。</p> <p>令和5年3月31日付で大久保南那瀬を4月1日付で小川博人ほか6名を免じております。2ページをお願いします。令和5年4月1日付で井上良徳ほか8名を任じております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。</p> <p>ここで議事を一旦中断しますので新しく事務を担当する方々に就任の挨拶をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 就任の挨拶 ）</p>
議 長	<p>議事に戻ります。3ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第18号八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について八女市農業振興課より説明をお願いします。</p>

農業振興課	<p>こんにちは。農業振興課の中嶋といいます。よろしく申し上げます。制度について簡単にではありますが概要を説明させていただきます。</p> <p>この制度については、優良な集団的農地を守るため、今後10年以上にわたり優良農地として確保するものです。</p> <p>そのため、通常、農地に家を建てたりする場合には農業委員会に許可申請を行います。農振農用地となっている土地については、その前段で農振農用地からの除外手続きが必要となっております。</p> <p>また、逆に農振農用地になっている土地については、農業上の各種補助事業が受けられるため、農振農用地にするための編入手続きがございます。なお、農振除外の手続きにつきましては5点要項がございます。</p> <p>農用地等以外に用途を供することが必要かつ適当であり、他の土地で代えることが困難なこと</p> <p>農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと</p> <p>担い手の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること</p> <p>農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと</p> <p>農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること</p> <p>の5要件を満たしている必要があります。</p> <p>また、現在旧八女市の一部の農地が対象になりますが、国営施設機能保全事業の受益地となる農地については農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項に基づく27号振興計画を策定する必要があり、「当該施設が農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に寄与すると認められる」と判断される施設のみ該当します。</p> <p>八女市では6月1日～7月15日、12月1日～1月15日の年に2回の申請受付を行っておりまして、今回は12月1日～1月15日に受付を行ったものを3月22日の農業振興地域整備促進協議会にて協議した案件について意見照会を行うものです。</p> <p>除外申請23件、編入申請5件、用途区分の変更3件でございます。詳細については議案書4ページから17ページのとおりです。</p>
-------	---

議 長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>農業振興課の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決に入ります。        農業委員会は農業振興地から除外については、周辺の営農に影響がないよう、また編入については一層の農業振興に寄与いただくよう要請し申し出の通り適当であると答申することにご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので適当であると答申いたします。        農業振興課これで退席されて結構です。</p> <p>報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。        農地法第18条第6項の規定による通知の報告については15件です。総合計については24ページをご確認ください。        解約のあった土地65筆のうち、田52筆、畑13筆、合計面積42,713,34㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。この案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。        25ページをお願いします。        議案第19号農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてこの案件については16番 古賀則夫委員は八女市農業委員会会議規則の11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、席を下げていただきますようお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>はい。ご説明いたします。申請地は、黒木町北木屋字赤坂3629番7、登記・現況ともに畑、面積1,196㎡外14筆、合計面積5,595㎡です。譲渡人、黒木町本分の〇〇氏から譲受人、黒木町北木屋の〇〇氏へ所有権移転贈与の申請があり令和5年3月7日に許可していましたが、今回取消願の提出があった所存です。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声 )</p>
議長	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。古賀則夫委員は席にお戻りください。</p> <p>26ページをお願いします。</p> <p>議案第20号農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1番についてご説明します。申請地、八女市平田字前四反田583番1登記・現況ともに田、面積498㎡。譲渡人、八女市平田〇〇氏の経営縮小と、譲受人、筑後市大字羽犬塚の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。続いて番号2番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地、八女市黒木町湯辺田字鳥越1番、登記・現況ともに田、面積441㎡。他4筆。合計面積2595㎡。この土地を譲渡人、筑後市大字熊野の〇〇氏の農業廃止と譲受人、黒木町湯辺田の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地、八女市黒木町本分字半下1436番。登記・現況ともに田、面積1147㎡。この土地を譲渡人、黒木町本分の〇〇氏の経営縮小と譲受人、黒木町北大淵の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
事務局	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明をお願いします。</p> <p>4番についてご説明いたします。申請地は八女市黒木町田本字水洗271番地1、登記・現況ともに田、面積1130㎡。他1筆。合計面積2000㎡。この土地を譲渡人、黒木町田本の〇〇氏の経営縮小と譲受人、黒木町本分の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました          続いて番号5番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地、八女市黒木町本分字平松          1445番地1、登記・現況ともに田、面積536㎡。この土地を譲          渡人、八女市忠見の〇〇氏の経営縮小と譲受人、福岡市東区の〇〇氏          の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。          続いて番号6番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地、八女市黒木町湯辺田字浦          畑87番地1、登記・現況ともに田、面積761㎡。こちらの土地を、          譲渡人、八女市黒木町湯辺田の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、八女市          黒木町湯辺田の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。          以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 19番	<p>ちょっといいですか。ここで尋ねていいかどうか私も分かりません          が、この人は家を建てるために買ってあるのですよね。それで転用す          る場合に農業委員と区長さんと水利委員さんから印鑑をもらってある</p>

事務局	<p>のですよね。その時に農業委員会（事務局）は関係者に承諾を貰えというような指導はしてあるのでしょうか。</p> <p>この人貰わずにしてありましたから。区長さんと水利委員さんからは印鑑は貰ったとあってありましたけど。</p> <p>これ、先は転用になるのです。だから指導をしてあるのかどうか。</p> <p>こちらの案件については、37ページにある通り農地転用になります。</p>
事務局	<p>訂正します。農地転用に当たるのは分筆された残りの農地の部分であり、この案件は農地として利用されるための所有権移転の申請です。また、事務局に申請書を提出される前には、本来適切ではないかもしれませんが、慣例として地元農業委員に合議していただくようお願いしています。</p>
議 長	<p>よろしいですか</p>
農業委員 19番	<p>はい</p>
議 長	<p>それでは、ほかに質疑はありますか。</p> <p>なければ質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
事務局	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号7番の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>7番についてご説明いたします。申請地、立花町白木字大舞田396番地、登記・現況ともに田、面積491㎡他5筆、合計面積2437㎡。譲渡人、立花町白木の〇〇氏の経営縮小と譲受人、立花町白木の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。        続いて8番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。</p> <p>申請地、立花町北山字今小路508番地、登記・現況ともに田、面積1630㎡。譲渡人、立花町北山の〇〇氏の経営縮小と譲受人、立花町白木の〇〇氏の新規営農による所有権移転売買の申請です。なお譲受人の〇〇氏はこれまで知人の水稻栽培や野菜栽培の手伝いをされており今回農地を取得することで、ご自身で米や野菜を栽培し出荷される予定です。なお、出荷先はJAを予定されております。以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。        続いて9番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地、立花町白木字神の原6645番地1、登記・現況ともに畑、面積93㎡。譲渡人、立花町山崎の〇〇氏の経営縮小と譲受人、立花町白木の〇〇氏の新規営農による所有権移転売買の申請です。新規営農の状況につきましては、8番の通りでございます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p>

事務局	<p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて10番の説明をお願いします。</p> <p>10番についてご説明いたします。申請地、星野村字下ツル119 14番地1、登記・現況ともに田、面積444㎡他2筆、合計面積7 50㎡。譲渡人、久留米市津福本町の〇〇氏及び、福岡市東区の〇〇 氏の高齢による耕作困難と譲受人、星野村の〇〇氏の相手方の要望に よる所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
事務局	<p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて11番の説明をお願いします。</p> <p>11番についてご説明いたします。申請地、矢部村矢部字百枚田4 181番地1、登記・現況ともに田、面積232㎡他2筆、合計面積 778㎡。譲渡人、八女市矢部村の〇〇氏の経営縮小と譲受人、八女 市本町の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上で す。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて12番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>12番についてご説明いたします。申請地、八女市今福字南畠1085番地、登記・現況ともに畑、面積1258㎡。譲渡人、八女市本村の〇〇氏の経営縮小と譲受人、筑後市大字徳久の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて13番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13番についてご説明いたします。申請地、八女市上陽町北川内字舟木3519番地、登記・現況ともに畑、面積1172㎡他2筆、合計面積3997㎡。譲渡人、上陽町北川内の〇〇氏の経営縮小と譲受人、上陽町北川内の〇〇氏の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて14番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番についてご説明いたします。申請地、黒木町今字玉来1578番地3、登記は田・現況は畑、面積150㎡。譲渡人、黒木町今の〇〇氏の経営縮小と譲受人、黒木町北木屋の〇〇氏の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>

	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。          続いて15番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15番についてご説明いたします。申請地、黒木町木屋字北平286番地1、登記・現況ともに畑、面積90㎡他12筆、合計面積4465㎡。譲渡人、黒木町桑原の〇〇氏の経営縮小と譲受人、黒木町本分の〇〇氏の新規営農による所有権移転贈与の申請です。譲受人である□氏は新規就農で兼業農家となります。農作業につきましては、本人と奥様、同居のご両親で従事されます。作物につきましては譲渡人が作付けされていまして米・野菜を引き続き作付けされ、技術については、〇〇氏、そして経験豊富な親族、知人から習得される予定でございます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。          続いて16番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>16番についてご説明いたします。申請地、八女市本字下松本2587番、登記・現況ともに田、面積84㎡ 外7筆 合計面積1,127.34㎡。この土地を八女市川犬の〇〇氏から社会福祉法人〇〇へ4年間の賃借権設定の申請です。</p> <p>農地の権利移動につきましては、不許可の例外規定としまして、農地法施行令第2条第1項ハの規定により、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人がその権利を取得しよう</p>

議 長	<p>とする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地の権利を取得できるとされております。今回の申請につきましては、施設利用者の就労・実習等のための農場として利用されるとのことです。また定款・謄本において利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを法人の目的としてあり、業務の運営に必要と認められますので、不許可の例外として農地の権利取得が可能でございます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて17番については農業委員の16番古賀則夫委員は、八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、席を下げていただきますようお願いいたします。 それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>17番についてご説明いたします。申請地、黒木町北木屋字赤坂3629番地7、登記・現況ともに畑、面積1196㎡他14筆、合計面積5595㎡。譲渡人、黒木町本分の〇〇氏から親族にあたる譲受人、黒木町北木屋の〇〇氏への貸付による10年間の使用貸借権設定の申請でございます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 古賀則夫委員は元の席にお戻りください。 32ページをお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。</p> <p>本案件は、八女市農業地利用集積計画について八女市長から本委員会に決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が3件ございます。</p> <p>番号1番八女市黒木町笠原一ノ花771番地、登記・現況ともに畑、面積690㎡他1筆、合計面積2456㎡。こちらを黒木町笠原〇〇氏より黒木町笠原の〇〇氏へ売買により所有権移転するものです。</p> <p>番号2番八女市立花町山崎字鶯1606番地2、登記・現況ともに畑、面積3035㎡他2筆、合計面積9480㎡。こちらを立花町山崎〇〇氏より立花町山崎の〇〇氏へ売買により所有権移転するものです。</p> <p>番号3番八女市星野村字川添4498番地12、登記・現況ともに畑、面積625㎡。こちらを星野村〇〇氏より星野村〇〇氏へ売買により所有権移転するものです。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>33ページをお願いします。</p> <p>報告第7号 農地法施行規則第29条の規定による報告について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明いたします。申請地の場所は、西日本短期大学付属高等学校より南東へ200mほど進んだ農地になります。申請人は八女市亀甲の〇〇氏、申請地は、亀甲字東原379番、登記現況とも田、面積99㎡ 他1筆 合計面積1131㎡のうち180㎡を農業用倉庫用地として利用されます。</p> <p>農業倉庫につきましては、90平方メートルの鉄骨造倉庫です。倉庫には、農業用機械を格納されます。</p>

議 長	<p>隣接農地の同意はあります。以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>34ページをお願いします。</p> <p>議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明いたします。申請地は、黒木町大淵地区にあります、げんき館おおぶちから北西に700mの位置にある農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。</p> <p>申請人は黒木町大淵の〇〇氏です。申請地は黒木町大淵字寄ノ平4995番1、登記は田、現況は畑、面積732㎡他3筆、合計面積2,227㎡です。</p> <p>これまで、茶を栽培されてこられましたが、山間部の農地であり、耕作不便であることから、杉を植林したいということで申請をされています。3月24日に現地調査を行った結果、排水は自然流下及び地下浸透で、問題ないと確認しております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、この案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進克いたします。続いて、番号2番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明いたします。申請地は、黒木地区にあります、アスタラビスタ黒木店から北に200m進んだ位置にある農地です。</p> <p>農地の区分は、1番と同じで第2種農地と判断します。</p> <p>申請人は黒木町本分の〇〇氏です。申請地は黒木町本分字タブノ木1</p>

事務局	<p>286番2、登記・現況ともに田、面積572㎡です。</p> <p>これまで、野菜を栽培されてこられました。経営されている建設業の事業所を自宅敷地へ移転されたことに伴い、自社用駐車場が必要となったこと、また農業用倉庫を新築するという申請をされています。</p> <p>令和4年の1月にすでに自社用駐車場とされています。始末書について提出がありましたので読み上げます。</p> <p>始末書「申請地につきましては、これまで野菜を栽培してきましたが令和4年1月に自社用駐車場としておりました。農地として適切な管理を行わず造成したことについてお詫び申し上げます。農地法の認識が薄く、この行為が農地法における不正着工にあたるということで関係各位に多大なご迷惑をおかけしたことを深く反省し、謹んで深くお詫び申し上げますのでよろしくお伝えくださるようお願いいたします。」以上です。</p> <p>3月29日に現地調査を行った結果、排水は南東方向へ流れ、南側の側溝へ排水される計画で、問題ないと確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。35ページをお願いします。</p> <p>議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明いたします。申請地は、八女市本町にあります八女観光物産館ときめきから東へ200メートルほど進んだ農地です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が</p>

事務局	<p>定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市本町字道免2番90、登記、現況ともに田、面積は168㎡、他1筆、合計面積981㎡です。</p> <p>この土地を古賀市舞の里の〇〇氏が、共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号2番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は、八女市納楚にあります国道442号線の寺田交差点から西へ200メートルほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は八女市納楚字船底506番1、登記現況ともに田、面積1508平方メートル、外1筆、合計面積2331㎡です。</p> <p>この土地を八女市納楚の〇〇氏が八女市納楚の〇〇氏から使用貸借で譲り受けられて共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理されます。雨水は南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号3番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は、八女市本にありますミニストップ八女本店より道路を挟んで東側に接した農地になります。</p> <p>農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市本字廿三1309番1、登記現況ともに田、面積85平方メートル、他1筆。合計面積1462㎡です。</p> <p>この土地を筑後市大字徳久の〇〇株式会社が八女郡広川町大字吉常の〇〇氏から譲り受けられて貸倉庫用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され南側水路に排水され、雨水は南側、西側水路に排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に</p>

事務局	<p>進達いたします。続いて番号4番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>4番についてご説明いたします。申請地は、八女市龍ヶ原にあります主要地方道佐賀八女線の龍ヶ原交差点から南西へ100メートルほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は3番と同じです。申請地は八女市龍ヶ原字緑野256番17、登記、現況とも畑、面積1097平方メートルです。</p> <p>この土地を久留米市南1丁目の株式会社〇〇が八女市龍ヶ原の〇〇氏から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道に排水され、雨水は南側側溝に排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
事務局	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号5番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>はい、5番についてご説明いたします。申請地は、八女市龍ヶ原にありますファミリーマート八女龍ヶ原店より北西へ400メートルほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は3番と同じです。申請地は八女市龍ヶ原字若草160番、登記、現況ともに畑、面積は</p>

	<p>1955平方メートルです</p> <p>この土地を八女市龍ヶ原の株式会社〇〇が、八女市龍ヶ原の〇〇氏から譲り受けられまして、資材置場及びモデル住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は申請地内を切り下げ、西側に南北の暗渠を配し、集水枿を3か所設置し排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
事務局	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号6番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>はい、6番についてご説明いたします。申請地は、八女市室岡にあります八女市岡山保育園より南へ200メートルほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は3番と同じです。</p> <p>申請地は八女市室岡字山ノ上1052番2、登記、現況ともに畑、面積は393平方メートルです</p> <p>この土地を八女市室岡の〇〇氏が、八女市室岡の〇〇氏から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側</p>

議 長	<p>溝に排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号7番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番について説明いたします。場所は上陽地区大字上横山、県道田主丸黒木線から、満治・西獄線に入り北に150メートルほど進んだ先の進行方向に向かって左手側に位置する農地になります。</p> <p>農地の区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は上陽町上横山字満治1492番1 登記現況ともに田、面積981㎡他4筆、合計面積4,905㎡です。この土地を八女市龍ヶ原の株式会社〇〇が、八女市龍ヶ原の〇〇氏から貸借され、農業用土木残土再生用資材置場及び改良土製造施設、プラント設置、改良土置場として利用するための申請です。こちらについては土木工事等で発生した残土等を再利用するための設備となります。</p> <p>隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれています。</p> <p>また、この申請地は八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回の申請に至るものです。</p> <p>3月29日に現地調査を行った結果、雨水排水は、沈殿槽を設置し、西側用水路に排水される予定です。また、沈殿槽については定期的に点検等を行い、適切に処理するとのことでした。</p> <p>排水に関して特段問題ないと確認しております。</p> <p>以上よろしくお願ひいたします。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号 8 番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8 番についてご説明いたします。場所は上陽地区大字北川内、県道八女香春線から市道大門口柴尾線を進みまして、150メートルほど東へ進んだところの農地であります。</p> <p>農地の区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は上陽町北川内字大門口32番1 登記は畑、現況は田、面積1474㎡ほか5筆 合計面積2,980㎡です。この土地を八女市上陽町北川内の株式会社〇〇が、八女市本村の〇〇氏から購入され、研修施設用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれています。</p> <p>また、この申請地は、八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回の申請に至るものです。</p> <p>3月29日に現地調査を行った結果、生活雑排水については合併浄化槽により処理され、雨水とともに北側水路へ排水される計画となっております。</p> <p>排水に関して特段問題ないと確認しております。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>

事務局	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号9番の説明、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>9番についてご説明いたします。申請地の場所は、黒木町湯辺田地区の国道442号線沿いにあります介護老人保健施設 回寿苑から南に80mの位置にある農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は黒木町湯辺田字浦畑87番5、登記、現況ともに田、面積は350㎡です。この土地を黒木町湯辺田の〇〇氏が、黒木町湯辺田の〇〇氏から購入され、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利委員の承諾はとれています。</p> <p>3月29日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理された後、雨水とともに西方向の既存側溝へ排水されます。</p> <p>排水に関して特段問題ないと確認しております。</p> <p>以上よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>はい、農業委員19番</p>
農業委員 19番	<p>あの、この件について、確認しておきたいのが区長さんと水利委員さんの許可をもらったと言われてはいますが、この土地の関係者には確認しなくてもいいようになっているのですか。</p> <p>水利委員さんもあまり農業に関係ないし、区長さんも農業したことないしそういう水利等の関係が分からないと思います。そんな人たちが勝手に印鑑を押して、関係者にはなんの連絡もない。そういった所を農業委員会の方で、関係者からも承諾をもらってきたかどうかの確認をしてあるのか知りたいです。</p>
議 長	<p>地元の最適化推進委員さんと農業委員さんは行った？</p>

農業委員 19番	行きました。でも勝手に水路をとりつけてありました。今までは違う水路だったのに。
議長	それは説明させます。
事務局	説明させていただきます。
農業委員 19番	勝手に変えてとりつけるという事は良くない。元の位置につけるならばいいという事で、一応了解しているのですが、勝手に舗装道路に切り込みを入れてありました。なので、それは迷惑と私が止めました。水が漏れてくるので。それに補助金貰ってつけようとしているのですよ。3件分生活排水をそれに流しているのですよ。その水路は、ほ場整備でできた水路なのです。今までなかったのです。その田んぼの水が流されるというのは、ほ場整備がかかってないのです。なので、ほ場整備があったときには、農林事務所がこれは違法になるからダメといったみたいです。そこに流すのは。勝手に流したらダメだと止めたのです。元のおりに流してくれと。だから、一筆、元のように流すということで、承諾したのですが。そういう資料を、農業委員会は関係者からもらっているのですか。
事務局	ご説明させていただきます。今回は、現地調査の日に当初の排水計画が周辺の農地に影響があると判断されましたので、排水路について再度、地権者さんと申請者さんに協議を行って頂いて、計画を変更して修正していただいたものです。水利の承諾については、区長さんからいただいております、当然、家を建てられる際は、申請者の方からご相談なり承諾を得ていただけるものと思っております。農業委員会事務局としては、代表して水利委員の承諾を頂いているところです。以上です。
農業委員 19番	でしょ、だから農業委員会も水利委員さんと印鑑を貰ってあるなら、関係者からも承諾してあるものと思っ許可するのです。だからもう一個、関係者の承諾をつけないといけないのではないかなと思っ。
農業委員 21番	ちょっと関連で、

議 長	はいどうぞ。
農業委員 21番	<p>この件はね、昨年から区長代表総会で私の意見を農業委員会（事務局）に述べています。というのは水利の関係が基本的には、なにも明記がされてない、だれが何をするのかと明記されてない。だからこういう問題がでてくるわけです。</p> <p>ですから、早急に農業委員会としては、整理するべきだと思いますし、今の案件は非常に分かりやすいですから、一つの例としてみなさんに知らせることが必要ではないかなと思っておりますのでその辺分かりやすく整理をしていただければありがたいと思っております。</p>
議 長	はい、一回議事を中断しますけど、農業委員19番、この案件についてはこのまま審議を続けてもいいですか。
農業委員 19番	勝手に変えて、生活水をこっちに流す、あったかい水をこっちに流す、それなら元のようにしてほしいといったら、黒木の農業委員会（事務局）が元のように流しますと回答した。それならいいよといったのに、一言も相談に来ない。
議 長	<p>わかりました。関係地域の農業委員さんと推進委員さんと調整を図り、それからきちんと整理をしたうえで、この案件は審議を行いますけども担当事務局としても、議事の整理をおこなうように指導します。よろしいでしょうか。</p> <p>一応この案件を整理したうえで、ただいま21番が言われた案件については行政と協議しながら慎重に審議を進めていきたいと思います。</p> <p>番号9番について、ただいま説明がございましたけれど、他にございますか。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>では異議がありませんので、本案件を許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>

事務局	<p>38ページをお願いします。議案第24号 農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定について事務局より説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。行政手続法第6条において、行政庁は申請に対するまでに通常要すべき標準的な期間である標準処理期間を定めるよう努めることとされております。</p> <p>また、農林水産省経営局長通知の「農地法関係事務処理要領」において、農業委員会が行う農地法第3条許可事務については、標準的な事務処理期間は4週間とするとされていることから、それに合わせて八女市農業委員会においても同様に4週間にあたる28日を標準処理期間に設定したいと提案するものでございます。</p> <p>審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。この案件について、説明、どなたかご質疑ございますか。質疑を終結します。質疑を終結し採決をいたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議ありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>39ページをお願いします</p> <p>議案第25号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別添資料「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）」をご覧ください。</p> <p>ご説明いたします。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規程により農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、その活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。</p> <p>1ページは、令和5年4月1日時点の農業委員会の状況についてで</p>

事務局	<p>す。</p> <p>農家・農地等の概要は、注釈にも記載がありますとおり直近2020年に実施された農林業センサスや令和4年耕地及び作付面積統計等のデータを基に記入しております。また農業委員会調べ（令和5年4月1日時点）につきましては八女市に聞き取り調査の上、記載しています。</p> <p>総農家数3,614戸、基幹的農業従事者数4,093人、認定農業者数676経営体となっております。</p> <p>耕地面積につきましては令和4年耕地及び作付面積統計に基づき記載しており、田2,450ha、畑3,950ha、計6,390haです。</p> <p>次に2ページ、最適化活動の成果目標についてです。</p> <p>農地の集積について、令和4年度当初示していました集積面積は2,789haでしたが、八女市で作成しております人・農地プランに位置付けられた担い手への集積面積は2,312haでありましたのでこちらに修正しております。現状は4年度の新規集積面積は139.6haとなっており管内の農地面積6,390haに対して、これまでの集積面積が2,452ha、集積率は38.4%となっております。農地の集積の目標は、福岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針にて、令和10年度までに集積率80%と示されており、その数値に合わせて設定をしております。今年度の新規集積目標については、昨年度も76haを目標面積と設定していましたが、今年度も引き続きを76ha目標に設定しております。最終的な集積の目標は80%ですが、まずは達成可能な目標を設定しなければならないため少なくとも過去5年間の平均くらいは集積を進めていきたいと考えております。</p> <p>遊休農地の解消について、農地パトロールにおいて把握している面積につきましては413haです。うち緑区分につきましては20haとなっております。目標については、緑区分の遊休農地の解消目標として注釈記載のとおり令和4年度の利用状況調査における緑区分の面積の5分の1の面積4haを目標に設定しております。</p> <p>黄区分につきましては、393haとなっており、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針については、記載のとおり引き続き市・農地バンク等連携のもと、基盤整備の実施方法等について検討してまいります。</p>
-----	--

3 ページ、新規参入の促進について、現状については記載のとおりです。目標については、過去 3 年度分の権利移動面積の平均の 1 割 23.3ha を設定しております。（現在 33.9ha 公表）

続いて最適化活動の活動目標についてです。

推進委員等が最適化活動を行う日数目標は月 8 日で設定しております。

これは月 8 日間、丸一日最適化活動を行いなさいというものではなく、何分であっても活動した日活動した日として集計し活動記録をつけてください。

現在、八女市農業委員会においては農業委員も担当区域を持ち現場活動を行っておりますが、本来は最適化活動いわゆる現場活動を担うのは農地利用最適化推進委員の仕事であり主として推進委員の皆様にご活動していただくところです。その際、農業委員はその最適化活動の実施状況を把握したうえで推進委員に対して必要な支援を行うこととされていることから、こちらには農業委員も最適化活動を行う実数として挙げさせていただいております。

活動強化月間の設定目標は年 4 回、8 月から 10 月にかけての農地パトロール月間、また 3 月の利用権設定に合わせたヤミ小作の解消強化を考えています。農地パトロールにおいて、遊休農地の把握や解消も必要ですが、優良農地は次の世代に残していかなければなりません。そのような守るべき農地の洗い出しを最適化活動で行っていきたいと考えています。

新規参入相談会への参加目標は 1 回 1 名で設定しております。具体的な相談会への参加については未定ですが、開催について情報収集し委員とともに事務局も参加したいと考えております。

以上が令和 5 年度最適化活動の目標の設定等についてです。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決をいたします。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で議案の審議は全部終了いたしました。  
これをもって、本日の会議を終了いたします。  
大変お疲れさまでございました。

( 閉会宣言 3時 20分)